7　パナマ共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びパナマ共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されること並びに軍事目的に使用されず、及び他の融資の担保として使用されないことを確保すること。

8　パナマ共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対して次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

9　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及びパナマ共和国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年八月八日にパナマで

パナマ共和国駐在
日本国特命全権大使　松永一義

パナマ共和国外務大臣
ハビエル・エドゥアルド・マルティネス＝アチャ・バスケス閣下

（パナマ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、パナマ共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年八月八日にパナマで

パナマ共和国外務大臣
ハビエル・エドゥアルド・マルティネス＝アチャ・バスケス

パナマ共和国駐在
日本国特命全権大使　松永一義閣下

○外務省告示第三百十八号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和七年八月十二日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和七年八月二十二日

外務大臣　岩屋　毅

記

失効年月日　令和七年八月十二日
発行年月日　令和五年七月二十四日
旅券番号　ＭＪ二三七一四四七

○外務省告示第三百十九号

令和七年七月十四日にボートビラで、地震の影響を受けた主要経済インフラの緊急復旧計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がバヌアツ共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　地震の影響を受けた主要経済インフラの緊急復旧計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二十五億円

3　贈与の供与期限　令和十二年六月三十日

4　署名者

日本側　奥田直久在バヌアツ大使

バヌアツ側　ザビエル・エマニュエル・ハリー外務・国際協力・対外貿易大臣代行

令和七年八月二十二日

外務大臣　岩屋　毅

○財務省告示第二百二十六号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により令和七年七月十六日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和七年八月二十二日

財務大臣　加藤　勝信

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額100円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・10年）	第23回	2,000,000,000円	103.49円
〃	第24回	2,500,000,000円	104.14円
〃	第24回	10,500,000,000円	104.17円
〃	第29回	5,000,000,000円	101.96円
合計		20,000,000,000円	

○文化庁告示第十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十二条の二第一項の規定により、次の表に掲げる国宝を管理すべき地方公共団体として山都町を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年八月二十二日

文化庁長官　都倉　俊一

名称	員数	指定告示	所有者	所有者の住所	所在の場所
通潤橋 附・御小屋	一棟	令和五年九月二十五日文部科学省告示第百七号	通潤地区土地改良区	熊本県上益城郡山都町	熊本県上益城郡山都町長原

○文化庁告示第十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十二条の二第一項の規定により、次の表に掲げる重要文化財を管理すべき団体として公益財団法人高野山文化財保存会を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年八月二十二日

文化庁長官　都倉　俊一